

パッケージ型消火設備 設置基準



NISHINIHON BOHSAI
SYSTEM Co.,Ltd
http://www.nbs119.co.jp

項	分類	用途	型				型			
			耐火建築物 6階 3,000㎡以下		耐火建築物以外 3階 2,000㎡以下		耐火建築物 4階 1,500㎡以下		耐火建築物以外 2階 1,000㎡以下	
			延べ面積	4階以上 床面積	簡易耐火 延べ面積	木造他 床面積	延べ面積	4階以上 床面積	簡易耐火 延べ面積	木造他 床面積
1	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	1,500-3,000	300-3,000	1,000-2,000	500-2,000	1,500	300-1,500	1,000	500-1m000
	ロ	公会堂又は集会場								
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	遊技場またはダンスホール								
3	イ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗。その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	待合・料理店その他これらに類するもの。								
4	イ	百貨店・マーケット・その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	イ	旅館ホテル・宿泊所その他これらに類するもの。								
5	イ	寄宿舍・下宿又は共同住宅。	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	病院・診療所又は助産所。								
6	イ	特定の社会福祉施設	1,000-3,000	450-3,000	1,000-2,000	700-2,000	1,000-1,500	450-1,500	1,000	700-1,000
	ロ	上記以外の社会福祉施設								
7	イ	幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校。	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの。								
8	イ	図書館・博物館・美術館・その他これらに類するもの。	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの。								
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの。	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場。								
10	イ	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場。								
11	イ	神社・寺院・教会その他これらに類するもの。	300	600-3,000	2,000	1,000-2,000	600-1,500	1,000	1,000	500-1m000
	ロ	工場又は作業所								
12	イ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	自動車車庫又は、駐車場								
13	イ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	倉庫								
14	イ	倉庫	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
15	イ	倉庫	2,100-3,000	450-3,000	1,400-2,000	700-2,000	450-1,500	700-1,000	1,000	500-1m000
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
16	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ6項または9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。	3,000	600-3,000	2,000	1,000-2,000	600-1,500	1,000	1,000	500-1m000
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物								
16の2		地下街								
16の3		建築物の地階(16項の2に掲げるものを除く)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項 または9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)								
17		文化財保護法の規定によって重要文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物。								
18		延長50m以上のアーケード								
19		市町村長の指定する山林								
20		総務省令で定める舟車								

に着色部分は特定用途を示します。

11項から15項の用途に供される部分はそれぞれの用途の上記数字を適用する。